

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) 株式会社平田建設 石垣市平得1314-5
47-003769 代表者 平田 当範
(土木A)

2 指名停止期間

令和5年1月26日 ～ 令和5年2月25日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

(株)平田建設が受注した、八重山土木事務所発注の「石垣空港線道路改良工事(R3-6工区)」において、令和4年8月20日13時10分頃、管渠型埋設管をクレーン機能付きのバックホウにて吊り込み設置作業時に、ワイヤーロープに掛けていた金具が破損し、ワイヤーロープが外れ当該埋設管が回転し、作業員の右足に接触し右脛骨開放骨折を負った。

このことについて、八重山労働基準監督署から(株)平田建設に対して指導票が出された。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内